

休み方改革ワーキンググループ 運営要領（案）

休み方改革ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）の運営については、「休み方改革ワーキンググループの開催について」（平成26年9月26日内閣府特命担当大臣（経済財政政策）決定）に定めるもののほか、この運営要領の定めるところによるものとする。

1. ワーキンググループは、原則として非公開とする。
2. ワーキンググループの配付資料及び議事概要は、原則として公表する。ただし、座長が特に必要と認めるときは、配付資料及び議事概要の全部又は一部を公表しないものとすることができる。
3. この運営要領に定めるもののほか、ワーキンググループに関し必要な事項は座長が定める。